

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成17年 7月15日
【会社名】	株式会社トラスト
【英訳名】	TRUST CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 バーグ ステファン クロスビー
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】	052(219)9024 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高 森 弘
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】	052(219)9024 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高 森 弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額 0円 311,530,500円
	(注) 1 発行価額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合 算した金額は、本有価証券届出書提出 時の見込額であります。 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が 行われない場合、割当てを受けたもの がその権利を喪失した場合及び当社が 新株予約権を消却した場合には、発行 価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算し た金額並びに発行諸費用の概算額は減 少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	4,500個
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	平成17年7月25日(月)
申込証拠金	無償
申込取扱場所	株式会社トラスト 管理部
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 決議年月日

本新株予約権証券の発行は、平成17年7月15日(金)開催の取締役会にて決議しております。

2 申込みの方法

申込方法は、申込期日に申込取扱場所へ申込みをすることといたします。

3 本新株予約権は平成17年8月10日(水)に割り当てる予定であります。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

なお、当社と割当予定先との関係等は、以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		Overseas Business Development Fund (海外事業投資組合) 業務執行組合員 New Develop Investment Limited	
割当個数		4,500個	
払込金額		無償	
割当予定先の内容	住所	P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	
	代表者の氏名	E. V. Services Limited	
	事業の内容	投資事業等	
当社との関係	出資関係 (注)	当社が保有している取得者の株式の数	該当事項はありません。
		取得者が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。

(注) 出資関係は、平成17年7月15日現在におけるものであります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,500株 なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	未定（注）5 なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	311,530,500円（注）6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	当社普通株式1株の発行価格 未定（注）5 当社普通株式1株の資本組入額 未定（注）7 なお、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定により、1株当たりの発行価額が調整された場合は、調整後の株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使期間	平成17年8月10日から平成22年7月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社トラスト 管理部 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社UFJ銀行 名古屋営業部
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。 1. 合併等により新株予約権者が存在しなくなった場合。 2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解

	<p>除を申し出た場合。</p> <p>3. 新株予約権者が本新株予約権割当契約書の規定に重大な違反をした場合。</p> <p>4. 新株予約権者が法令等に違反した場合。</p>
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、会社はこれを発行する。

2 新株予約権の行使の効力発生

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書及びその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込みをすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

3 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における配当の起算日

権利行使された株式は、権利行使日が属する事業年度開始日を配当起算日とする。

4 その他の細目については、割当契約書において定めるものとする。

5 各新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

本金額は平成17年7月22日(金)に決定する予定です。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。

7 本金額は平成17年7月22日(金)に決定する予定です。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
311,530,500 (注) 1	2,300,000 (注) 2	309,230,500

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算したもので、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額は、自社海外拠点での運転資金に充当する予定であります。具体的な金額及び使途につきましては行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

平成17年7月15日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20ならびに第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、執行役員にストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を同日付で東海財務局長に提出しております。その報告内容は以下のとおりであります。

1 報告内容

- (1) 銘柄 株式会社トラスト第2回新株予約権証券
- (2) 発行数 3,000個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）
- (3) 発行価格 無償
- (4) 発行価額の総額 207,687,000円
- (5) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000株

なお、下記により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の発行数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は、69,229円（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (7) 新株予約権の行使期間

平成19年8月1日から平成22年7月30日までとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

④新株予約権の質入その他の処分は認めない。

⑤新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。

1. 新株予約権者が、商法第254条ノ2に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合。

2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。

3. 新株予約権者が、本契約書の規定に重大な違反をした場合。

4. 新株予約権者が法令または当社の社内諸規則等に違反した場合。

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 34,615円

なお、(6)に定める1株あたりの行使価額が調整された場合の資本組入額は調整後の行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- (11) 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 1名 2,000個 (2,000株)

当社執行役員 2名 1,000個 (1,000株)

合計 3名 3,000個 (3,000株)

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

- (13) 勧誘の相手方と提出会社との取決めの内容

該当事項はありません。

2 自己株式の取得状況

平成17年7月15日現在の定款の定めによる取締役会決議による自己株券の買受け等の状況は以下のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 定時総会決議による買受けの状況

該当事項はありません。

(2) 子会社からの買受けの状況

該当事項はありません。

(3) 定款の定めによる取締役会決議による買受けの状況

平成17年7月15日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成17年6月29日決議)		5,000	350,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月6日	90	6,198,000
	7月7日	23	1,554,000
	7月8日	51	3,519,000
	7月11日	20	1,379,600
	7月12日	20	1,376,000
	7月13日	100	6,860,000
	7月14日	60	4,058,000
	7月15日	100	6,730,000
計	—	464	31,674,600
報告月末現在の累積取得自己株式		464	31,674,600
自己株式取得の進捗状況(%)		9.28	9.04

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成17年7月15日現在

区分	株式数(株)
発行済株式総数	280,000
保有自己株式数	464

第三部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月24日 東海財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。